

今後の帰宅困難者対策に関する検討会議

(第2回)

議事録

平成29年10月16日（月）

第二本庁舎31階特別会議室21

目 次

開	会	1		
資	料	説	明	1
意	見	交	換	6
閉	会	33		

開 会

○永井事業調整担当課長 おはようございます。定刻になりましたので、今後の帰宅困難者対策に関する検討会議を開催いたします。

まず配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、まず次第がございます。おめくりいただきまして、資料1「座席表」でございます。資料2「委員出席者名簿」でございます。資料3「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議（第1回）主なご意見」でございます。資料4「今後の帰宅困難者対策の取組の方向性について（骨子案）」、資料5「参考資料」のパワーポイントの資料を添付させていただいております。配付資料は以上でございます。配付資料につき過不足等はないでしょうか。――よろしいでしょうか。

なお、本日、川村委員とバックハウス委員は所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。ご欠席の委員については、事前に事務局から検討会議資料のご説明をしてご意見をいただいておりますので、後ほど資料の説明とあわせてご紹介させていただきます。

この後の進行は座長にお願いいたします。

○廣井座長 東京大学の廣井でございます。おはようございます。

資 料 説 明

○廣井座長 時間の関係もございますので、早速、議事に入らせていただきたいと思います。お配りいただいている資料3、資料4、資料5が、今日の議事の内容になってございます。まずは、こちらについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○永井事業調整担当課長 資料3「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議（第1回）主なご意見」をご覧ください。こちらは前回の検討会議でいただいた主なご意見について、項目別に整理をしたものでございます。

まず帰宅困難者対策の普及啓発についてでございます。「東日本大震災の際に歩いて帰宅できた成功体験を持った人も多くいると思うので、首都直下地震が発生した場合には、同じようにはいかないということを普及啓発すべきである」、その他、記載のようなご意

見をいただいております。

それから、帰宅困難者を受け入れる施設についてでございます。「受け入れた帰宅困難者が施設内で怪我等をした場合の損害賠償請求リスクが課題となっている。適切に管理している事業者には、発災時に損害賠償責任が及ばないようにする必要があるのではないか」、その他、裏面のようなご意見をいただいております。

それから、裏面の中ほど、発災時の助け合いについてでございます。「一つの事業者だけで帰宅困難者を受け入れるのが難しい場合もある。例えば「場所は提供できる」「人は提供できる」など、各事業者でできる範囲の協力を積み上げ、地域内でマッチングすればよいのではないか」、その他、記載のようなご意見をいただいております。

続きまして、資料4「帰宅困難者対策の取組の方向性について（骨子案）」をご覧くださいいただければと思います。こちらは前回の検討会議のご意見を踏まえて事務局で取りまとめたものでございます。適宜、資料5のパワーポイントの資料も参照しつつ、ご説明をさせていただければと思います。

まず基本的な考え方として、3点ほど挙げております。1点目が「共助の理念に基づき取組を進めている帰宅困難者対策をさらに推進するため、「助け合い」の意識を広く社会全体に根付かせていく」、2つ目として、「行き場のない帰宅困難者の対応については、一時滞在施設の確保を基本としつつ、帰宅困難者や事業者による「助け合い」を通じて、その安全を図っていく」、3つ目として、「高齢者や障害者、乳幼児、外国人などの帰宅困難者となった要配慮者が、発災時にそれぞれの退避先で安心して退避できる環境整備を進めていく」、以上の3点を基本的な考え方として挙げております。

続きまして、【2】今後の取組の推進に向けた課題ということで、3つの項目別に課題を整理させていただいております。1つ目は「助け合い」の機運醸成についてでございます。「助け合い」の重要性や必要性について、より多くの人々に効果的にPRしていくための方法について検討する必要がある」ということを挙げております。

おめくりいただきまして、2ページでございます。＜2＞帰宅困難者を受け入れる施設の拡大ということで、大規模施設などへの一時滞在施設確保の協力依頼、「大規模施設を保有している事業者などに重点的に協力要請を行うなど、効果的な取組を進めていく必要がある」ということを挙げております。こちらについては別添の資料5「参考資料」の1をご覧くださいいただければと思います。

施設活用に関する要望書の受領ということで、先月21日に、東京都宗教連盟から東京都

知事あてに防災に関する要望書が出されております。その主な内容としては、都内宗教法人所有施設について、帰宅困難者一時滞在施設等としての有効活用を促進してほしいという内容でございます。参考として、都内の宗教法人施設のうち一時滞在施設の協定の締結状況を挙げております。全体のうち11%について、既に一時滞在施設のご協力をいただいているところでございます。

それから、おめくりいただきまして、2番、都内大学との連携状況でございます。前回の検討会議でも大学との連携というご意見がありましたので事務局で調べたところ、現段階で約2割の大学と一時滞在施設の協定を締結済みという状況でございます。

資料4にお戻りいただければと思います。備蓄品購入費用補助制度の拡充でございます。「既存の一時滞在施設について、今後も引き続き協力を得られるよう、民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助制度を拡充するなど、支援策の拡大を検討する必要がある」ということを挙げております。

こちら資料5をご覧ください。3. 備蓄品購入費用補助制度でございます。都では平成25年度に補助制度を創設しておりまして、民間施設が帰宅困難者向けの備蓄品を購入した場合に、その6分の5を補助するという仕組みでございます。補助対象品目は中ほど書かれておりでございます。また補助要件としては、下のほうに記載がございますとおり、施設の所在する区市町村と帰宅困難者の受入に関する協定を締結していることなど、3つの要件がございます。おめくりいただき、4. をご覧ください。こちらの補助制度は平成27年度に制度改正を実施しておりまして、例えば一番下でございますように、補助対象品目の拡大を行うなどの見直しを進めてきたところでございます。

資料4にお戻りいただければと思います。こちらでは施設への帰宅困難者の受入要請、事業者免責の仕組みづくりの検討といったところを挙げてございます。

それから、大きく3点目、「助け合い」を支えるための環境整備でございます。一斉帰宅抑制の普及啓発について、「広く普及啓発を図る必要がある」ということを挙げております。

3ページをご覧ください。(2) 都内通勤通学者等への働きかけでございます。帰宅困難者に対する防災知識の普及啓発ということで、「発災時に、帰宅困難者が相互に助け合うためには、防災対策に関する知識を身に付けておくことが重要である」ことから、「都内通勤通学者等を対象とした防災知識の向上を図る取組を進めていく必要がある」ということを挙げております。

これも別添の資料5をご覧くださいと思います。5番でございます。学校における防災教育ということで、東京都教育庁が防災に関する教材を幾つか作成しております、その教材を活用しながら防災教育を推進しております。それから、おめぐりいただいて、6番でございます。その主な内容ということで、教材の例でございます。中学校向けの地震と安全という教材に、帰宅困難者対策についてもこのような形で記載がされているところでございます。

資料4にお戻りいただきまして、要配慮者優先の考え方についての普及啓発ということで、「発災時の一時滞在施設への退避については高齢者や障害者などの要配慮者を優先することについて、広く普及啓発を図る必要がある」ということと、その他、帰宅困難者による発災時のボランティアの促進についても挙げているところでございます。

それから、3つ目として、事業者への働きかけということで、帰宅困難者が物資を入手しやすい環境づくりでございます。4ページの上段をご覧ください、「発災時であっても、水や食料などの物資を入手できることが重要である」ことから、「帰宅困難者が退避先での退避に必要となる物資を入手しやすい環境づくりを進めていく必要がある」ということでございます。

こちらは別添資料の11番をご覧くださいと思います。物資の確保に向けた取組ということで、前回の検討会議の中で今浦委員よりご紹介のありました豊島区の事例を挙げております。豊島区では都内のコンビニエンスストアと協定を締結しております、発災時には民間事業者の協力を得て物資を確保する体制が組み立てられているところでございます。

資料4にお戻りいただきまして、地域内での事業者間の連携の促進でございます。「それぞれの地域内で人員や物資に余裕がある事業者から不足している事業者に対して必要な人員・物資を融通することなども含め、地域内での事業者間連携を促進していく必要がある」、こちらは別添の資料5の12番をご覧くださいと思います。地域内での事業者間の連携ということで、「共助の理念に基づく帰宅困難者対策の推進に当たっては、事業者間の連携が重要である」、それから、「一つの事業者だけで帰宅困難者を受け入れるのは難しいが、部分的な協力が可能な事業者はあると考えられる」ということで、部分的な協力の例を下のほうに挙げております。それから、おめぐりいただきまして、13番でございます。こちらはイメージ図を掲載してございます。「地域内での事業者間の連携を推進することにより、地域の防災力の向上につながる可能性」があるものと考えております。

また、資料4にお戻りいただきまして、(4) 要配慮者に対する対応でございます。こ

ちらに記載がございますとおり、「やさしい日本語・英語」による外国人への普及啓発、「教会やモスクなどを通じた普及啓発」、「施設のバリアフリー対応に関する情報提供の推進」を挙げております。資料5の14番をご覧くださいと思います。要配慮者への対応ということで、こちらは都立一時滞在施設における外国人来訪者への対応状況でございます。35%が対応済みでございます。おめくりいただきまして、15番でございます。こちらは同じく都立一時滞在施設における建物内のバリアフリー施設の整備状況で、約9割で対応済みでございます。

本日、ご欠席の委員のご意見をご紹介します。川村委員からは3点ほどご意見をいただいております。1点目が防災知識の普及啓発ということで、「防災知識は誰にとっても役立つ重要な知識であり、自助の能力を高めるためにも普及啓発を強く推進すべきである。例えば災害時に自分に必要な最低限なもの、水、食料、携帯バッテリー、コンタクトケア用品等は普段から持ち歩くようにするなど、具体的な行動につなげられる知識を含め、普及啓発すべきである」。

2点目が乳幼児への対応についてでございます。「乳幼児対応として、粉ミルク、哺乳瓶、ベビーフードは一時滞在施設に退避後、すぐに必要となるものなので、施設に備蓄されていることが望ましい。民間施設での乳幼児対応を後押しするために備蓄品購入費用補助制度の対象品目に追加したほうがよいのではないか」。

3点目が障害のある方への情報発信についてでございます。「発災時の一時滞在施設の開設情報の発信の際には、バリアフリー対応の有無などもあわせて発信すべきである。その際に、ツイッターの#（ハッシュタグ）を活用し、「#（ハッシュタグ）バリアフリー」などのように発信すれば、障害のある方に届きやすくなるのではないかと。またツイッターを見た人が障害のある方へ伝えるなど、情報伝達における助け合いを支える環境整備にもなるのではないかと。なお、その場合、発信情報の信頼性を確保するための配慮として発信者を限定するなどの工夫も必要である」。以上、3点のご意見をいただいております。

バックハウス委員からは2点のご意見をいただいております。1点目が一斉帰宅の抑制についてでございます。「一斉帰宅の抑制について、大学の教職員に対する普及啓発が必要ではないかと。発災時に原則3日間、安全な場所にとどまることを知らない学生、教職員が多いと思う。教職員への普及啓発を通じて、学生に対しても周知を図るのが有効ではないかと」。2点目として、物資の入手についてでございます。「発災時に限られた物資を必要な人に行き渡らせるためには買い占めをせず、必要最小限のもののみ購入するよう呼びか

けが必要ではないか」。以上、2点のご意見をいただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○廣井座長 ありがとうございます。

意見交換

○廣井座長 早速、意見交換に移りたいと思います。

前回、第1回の検討会で行いましたので、できるだけ多くのご意見をちょうだいしまして、今ご説明いただきました資料3でございます、たくさんの貴重なご意見をいただきました。それをもとにして資料4と資料5を作っております。第2回、今回は今後の方針を決める非常に重要な会議だと認識しておりますので、資料4を中心に意見交換をして、最終的に出る報告書あるいは提言に載せるべきかどうか、あるいは追加したい項目があるかどうかということをご審議いただきたいと思います。

4つの分野に分けておまとめいただいておりますので、【1】の基本的な考え方と、【2】今後の取組の推進に向けた課題の中でも、「助け合い」の機運醸成」と、「帰宅困難者を受け入れる施設の拡大」、それから、「助け合い」を支えるための環境整備」の4つに分けて、今日はご審議いただきたいと思います。

早速、資料4の1ページでございます。【1】基本的な考え方についてご意見をお願いしたいと思います。どなたでも結構です。

○山崎委員 基本的な考え方の中に、目的感をもう少し強く表現できないかということをおもいましたので、述べさせていただきたいと思います。

帰宅困難者が発生する前提ですけれども、首都直下地震で、いわゆる3・11よりもはるかに高いレベルの被害状況になるであろうと想定される中で、なぜ帰宅困難者対策をしっかりやらなければいけないのかということところです。これについて前回の議論でも申し上げたのですが、二次災害を出さないとかですね。要は、震災による死者をできるだけ出さないためにはどうすればいいかということが大もとにあると考えております。したがって、人が過密状態にならないようにするとか、3日間、救助救出に最善を尽くすため道路に人がびっしり埋まらないようにするとか、要配慮の方が安心してお過ごしただけなのか、安全が確保されるようにしていくということですね。

また、乳幼児の話も川村委員からのご意見でありましたけれども、粉ミルクの話とか、

これ以上、死者を出さないようにするにはどうすればいいかということに直結するものであり、優先順位を上げて考えていくことになると思っております。基本的な考え方に、そうした表現を盛り込んでいけると、スタートがより明確になるのではないかと考えた次第でございます。

○廣井座長 ありがとうございます。

いきなり、これから始まると、ちょっと唐突感があるということでございますね。いかがでしょうか。事務局からコメントなどございましたら……。

○永井事業調整担当課長 まさにご指摘のとおりだと思っておりますので、再度事務局で整理をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○廣井座長 ちなみに、最終的に報告書ないしは提言みたいなものを取りまとめてオープンにすると思うんですけれども、その作り方としては、いきなりここから始まるのではなくて、そもそも帰宅困難者対策は、どういうことが課題で、なぜやるのかということと、これは入れたほうがいいと思うんですけれども、この6年間ないしは7年間、どういうことをやってきて、どういう課題があるのかというところを整理した上でこういう話になってくるので、まとめ方を少しロジカルにしてくださいと、目的がちゃんとわかるようにしてくださいというご意見だと思います。そちらのほうは反映させていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

冒頭なんですけど、「基本的な考え方」が一番重要だと思っていまして、これに関しては、ぜひともご意見をいただきたいと思っております。でも、これは後でもいいですかね。もしほかにもご意見ございましたら、全ての内容が終わり次第、ご意見をお伺いしようと思えます。

時間の関係もございますので、次に同じく資料4、1ページの【2】と書いてあるところの下でございますね、「助け合い」の機運醸成についてご意見ある方、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

いかがですか。ここは「それはそうだよな」という感じで、何を言うまでもないということかもしれませんが、私個人としては、助け合いというもの……。前回、石川委員からもコメントをいただきましたけれども、助け合いってフワッとしていて、行政の計画としては、もうちょっと具体的なオペレーションの方針のようなものをきちんと決めたりしたほうがいいのかというご意見もございました。この部分で、助け合いとい

うのを具体的に書くことって可能でしょうか。

○永井事業調整担当課長 具体的に助け合いの機運を醸成に結びつけるために、こういった内容で機運醸成を図ったらいいのではないかとか、そういったご意見を委員の皆様にいただいて、そういったところを踏まえて肉づけをしていきたいと考えております。

○廣井座長 そうですね。例えば助け合いって一言で言っても、誰が何をすればいいのかは必ずしも社会に広く浸透していない気がいたしますので、場合によっては、こういう人はこういう助け合い方ができるとか、そういうことをきちんとまとめてアピールするというのも機運醸成の一つの方針だと思います。ほかはいかがでしょうか。

原田委員、お願いします。

○原田委員 助け合いに関しては、帰宅困難者の方々が個々に助け合うという助け合いの精神もありますし、企業と企業が助け合うということもきっとあるんだろう。実際に行動していこうとすれば、各企業が企業単位だけで自分のところさえよければいいという考え方ではなく、地域といいますか、町といいますか、その単位に拡大していく必要があるんだろうと思っています。そういうことからすると、協議会とか、小さい単位では町内会もそうですけれども、そういったところで助け合うということ、実際にどう動くかということを醸成していけるといいかと思っています。

○廣井座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○中野委員 ここで「自然発生的に「助け合い」の輪を広げていく」とか、かなり抽象的というか、かえって難しいような気がするので、そのためにというところで、「効果的にPRしていくための方法も検討する」という考え方もよくわからなくて、PRよりも、どなたかに核となる……。私は事業者の連携を考えてご提案しようと思っているんですけども、核となる事業者をピックアップして、その人をお願いしに行って取りまとめをしてもらうというか。例えば新宿でいえば本塩町などで、雪印というところがあれば、雪印をお願いして本塩町の事業者をまとめて、前回の意見にもありますように、「人出しができるとか、場所が提供できるというのを中心的にまとめてもらえませんか」というお願いをしに行くとか、こちらが当たりをつけてお願いをしに行くところをピックアップして決めてしまうというほうが、具体的には助け合いの実現にはつながるんじゃないかという気がしました。

○廣井座長 ありがとうございます。

事業者でいいますと、前回の議論で中小企業の帰宅困難者対策は非常に重要だというご意見がございましたので、むしろ中小企業の人たちが帰宅困難者対策をうまく連携して情報共有とかできるような枠組みをどこかでつくったほうがいいという気もします。

そのほか、いかがでしょうか。

この助け合いの機運醸成は、どちらかという、「基本的な考え方」の中に入れてほうがいいかなという気もちょっとします。2ページ目の<3>に「助け合いを支えるための環境整備」というのがございまして、事業者連携みたいな話はこの中に入るのか、<1>と<3>がわかりにくいんですね。なので、報告書の作り方にはなるんですけども、この部分を「基本的な考え方」に入れるのか、あるいは<3>の中に入れてしまうのかは、できるだけわかりやすい報告書ということで整理していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

広田委員、お願いします。

○広田委員 さまざまな企業や学校がある中で、前回も出ていましたけれども、得意分野があると思います。場所は提供できる、人は出せる、物はたくさん持っている、そういうところが得意分野ごとに連携していくような仕組みづくりができないでしょうか。お互いに、物資はここにあるから受入場所のあるところに融通するだとか、人がいるので帰宅困難者が集まっている場所に人を出して支援していただくか、それぞれの得意分野で分けていって連携を図るような仕組みができると、もう少し具体的になっていくのではないかなと思います。

○廣井座長 少し具体的でないというご意見ですね。ありがとうございます。

それから、助け合いの機運醸成というのは、帰宅困難者対策に限らず、発災時、地域の防災についても同じことが言えると思いますので、そこも分け方が難しいと思っています。

そのほか、いかがでしょうか。

今浦委員、お願いします。

○今浦委員 豊島区の帰宅困難者対策の具体的な事例として申し上げます。現実の問題として、5万3000人の帰宅困難者に対して、都市の再開発を実施中ですが、2020年までに多くても2万5000人の収容しかできない。つまり、50%しか収容できないというのが現実です。これは都の状況と全く同じだと思います。

そうであれば、どうするべきかというのがこのベースにあるべきで、我々が今考えてい

るのは高齢者、障害者、妊産婦あるいは子どもを含めた保護者を優先して一時滞在施設に入れるべきだと思っています。さらに必要であれば、その介助者としてのボランティアをつけて一時滞在施設まで案内する。そういう方向で計画等を整えています。これを来月の訓練で検証してみたいと思います。要するに、優先順位をここで決めていかないといけない。弱者に対してどうするかということが一番重要だと思っています。

それから、そのベースとなるところで、今年度から準備を始めているんですが、今まで備蓄品は大人用のものしか帰宅困難者用には揃えていませんでしたが、今年度から子ども、大人用のおむつ、粉ミルク等を備蓄品として新たに準備してまいります。

ここでお願いといいますか、環境整備のためには備蓄品の購入助成をしっかりと広げていっていただきたい。あと特別区内でも若干、問題認識があります。都区財政調整の中の一時滞在施設費用としての食料等の補助が一律140万円ぐらいであるのに対して、行政事業として、豊島区は5万3000人のための備蓄品購入費用として毎年2000万円ぐらいかけているわけです。新宿区もそうでしょうけれども、大きなターミナルを抱える都市へのご配慮もいただければありがたいと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

購入助成もそうですけど、例えば東京都にしろ、豊島区にしろ、区にしろ、行政が支援しているんだということをきちんと伝えるということも重要だと思っています。だからこそ、発災時にはみんなが助け合おうみたいな機運ができると思いますので、帰宅困難者対策をきちんとしているんだということをアピールする。帰宅困難者対策の必要性とか意義だけではなくて、行政が事前に支えているということをアピールするような意味合いもあると思いました。

それから、お話をお伺いして、要配慮者ですね。特に外国人の方がいらっしゃったときに、きちんと助け合おうという機運がベースとしてないと、昨今、いろいろなトラブルが起きかねない状況だと個人的には考えていますので、そういった意味では、大前提として助け合いの内容を具体的な形で示す、例えばCMとか広告で、こういうことをするんだということを明確にPRするのは非常に重要だなと思います。

ただ、そこら辺は効果の測定がなかなか難しく、東京都民あるいは東京に来ている方のどれだけが帰宅困難者対策の助け合いをしてくれるかって、なかなか測りにくいんですけども、積極的なPRをすること、特に帰宅困難者対策自体のPRもしていくことは非常に重要ななと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 基本的な考え方も含めて少しお話ししたいと思います。2つあります。

1つは、東京都としてやることは枠組みをしっかりと作るということだと思っんですね。後で要配慮者のところでも話そう思ったのですが、各協議会の中でのいろいろな連携も必要だと思うのですが、もう少し大きな当事者団体とか支援の専門団体と東京都がしっかり研修なり連絡会議なんかをして、そのところでしっかりとイメージを共有して、支部とかそういったところにきちんと協力要請が伝わるようにするという枠組みが一つ必要だと思います。例えば大手の核になる企業も大事だと思いますけれども、小さな企業の中で核となって企業の中を差配するような研修とか、わかりやすい資格制度みたいなものでも何でもいいですけども、そういったものをきちんと東京都が作って進めていくということも大事ななと思います。

もう一個は、帰宅困難者の話で助け合いといいますますが、初めの3日間で自然に助け合いが生まれるというのはなかなか難しく、事前に、こんなことをやっておかなければいけないとか、こういうふうにしてくださいということをはっきりしておかないと、助け合いってうまくいかないと思っんですね。なので、情報をどう共有するかとか、オペレーションをどうするかというイメージをしっかりとつくった上で、どうしたら助け合えるのかというのをやっておかなければいけないと思います。

もう少し具体的な話をすると、施設利用の話も、これを増やしていくという話があったと思っんですが、シミュレーションじゃないですけども、帰宅困難者がこれぐらいの人数いて、協定を結んでこれぐらいの施設を確保できれば、これぐらい改善するとか、そういったことを何段階かで東京都のほうでお見せして、それをもって大学とかいろいろなところに営業に行ったりすると、ある程度の具体的な目標を幾つかつくってやっていくのがいいと思ったりもします。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 石川委員のお話も聞いていて一層そう思っんですけど、災害時に、帰宅困難者対策だけではなくて、本当に被災されている方を救助しなければいけないということにも、ある意味ボランティア的な活動がどうしても必要になる。むしろ人命の危機にさら

されている方への支援のほうが優先されるべきだと考えております。災害時に、災害支援ボランティアとか、枠組みがおありになるかと思えます。熊本地震のときにも、そういった組織が非常に活躍をされていらっしまったということは報道でも拝見しておりました。

そのような枠組みに、帰宅困難者対策もその一部に入るぐらいの形で、石川委員が言われたように、例えば災害支援の枠組み、仕組みがあって、その基本的な仕組みに基づいて支援ボランティアを募りますと、例えば企業からも行ける人数は出すとか、ボランティアの基地に行きなさいと言って出して、そこに行けば行政の方から、「あなたは帰宅困難者の備蓄品の配布に当たってください」とか、「倒壊した建物の危険地域があるので、あなたはそこに人を立ち入らせないようにしてください」といった指示をいただけるような体制があり、その中の一つに帰宅困難者対策も入っているという枠組みがあると、助けるコンディションにある帰宅困難者が動きやすい状態になれると思います。自分は何かの役に立ちたいんだけど、どうしたらいいのかという立ち往生をしないように指示ができる仕組み、手伝ってほしい場所を明確にされてであると非常にありがたいなと思っています。

私ども協議会をやっていますけれども、民間同士で指示をすることは、なかなか難しいので、しっかりとした行政側からの差配を私ども協議会としても求めざるを得ないときもあります。それをゼロベースで民間から組み立てていくのは非常に厳しいと感じられます。発災時のボランティア差配も、本業もある中で、自分たちの事業復旧もある中で、そういう意味では非常に厳しいというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○廣井座長 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、「助け合いの機運醸成」については、これぐらいにしたいと思えます。いずれにせよ、ご意見をたくさんいただいて、具体的なほうがいいぞと。逆に言うと、こういうふうに書くと災害ユートピア頼みのように見えちゃうので、そうではなくて、もうちょっと書き方を工夫して、ベースとなる意識をきちんと書いていくんだと、そのために何をすればいいかを考えるんだと、そこで誰がどうすればいいかって、場合によっては、原田委員がおっしゃったような企業に対して助け合いをどうアプローチするかとか、そういう具体的な話を盛り込んでいければなと思います。

こちらについては、今いただいたご意見を追加していただいて、次の案にするということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 ありがとうございます。

それでは、次のページでございます。2ページの<2>の「帰宅困難者を受け入れる施設の拡大」、いわゆる一時滞在施設を含めての話でございます。先ほども今浦委員からご意見ございましたけれども、主に備蓄費用の購入補助制度の話と、一時滞在施設の協定を締結していない施設について、それから、事業者の免責の仕組みづくりと、3つぐらいの大きな論点がございます。これについてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。どちらかでも結構です。

中野委員、お願いします。

○中野委員 私は事業者免責の仕組みづくりの検討について意見を申し上げたいと思います。

ここで書いてある一番下のところですね、「民間施設に損害賠償責任が及ばないように、引き続き検討」と書いたところで、民間の事業者に損害賠償責任が及ばないような制度というときに一つ考えるのは、ここに書いてあるとおりになんですけれども、免責をするということなんです。免責をするって、どういうことかという、被災をする方がいらっしゃる、怪我をする方がいらっしゃる場合に、怪我をした方が誰にも請求できませんという制度になってしまうことがあって、それは反対です。私はそういう制度にすべきではないと思っています。

どうするのかといたら、誰が負担をするのかというところをきちんと決めたいと思っていて、そのときに出てくるのが、これは何のための目的の帰宅困難者対策なのかと考えた場合に、自己責任で終わらせるわけじゃなくて、これが公共目的であるんだったら、「国が責任をとるようなリスクを背負います」というのか、「自治体がリスクを背負います」というのか、そういう形で責任をとる、持つという側をきちんと決めた制度にしていきたいと思います。

現時点では、運用として、中に入る段階で「私は、怪我をしても誰にも責任を問うことはいたしません」というものを書いて中に入ってもらおうという形になってはいますが、それをやってしまうと、危険を承知で家に帰ろうとするのも自己責任でやる、中に入るのも自己責任で入ることになってしまうと、目に見える責任、自分が気をつけて家に帰ろうという機運のほうが高まってしまわないかという心配をしていますので、「中に入って何かあったら自治体が責任を持つから、ここで3日間、我慢して待っていてくれ」というような制度をつくっていただきたいと思っております。

まずは以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

私も確かに帰宅困難者個人とか企業の責任にするのはちょっと無理があるような気もいたします。行政と一口に言ってもさまざまありますが、事業者免責とはいえ、本来的には行政が責任を持つべきだと中野委員はお考えということですね。

○中野委員 今の東京都の条例でいうと、第12条が一時滞在施設の確保に関するところで、ここの主体である主語は誰かという、「知事は」となっているんですね。「知事は、一時滞在施設の確保に向け、民間事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない」となっているわけですから、責任主体は都であってもおかしくないと思うんです。ですので、都が責任を持つような仕組みを構築するのが、この条例に一番適した方法ではないかなと思います。

○廣井座長 なかなか踏み込んだご意見でございますが、それに対して、ここでは「民間施設に損害賠償責任が及ばないように、引き続き検討を進めていく必要がある」という書き方になっています。これをどう変えるかですね。今回の検討会は今後の方針なので、ある程度抜本的に変えてもいいような部分でございますが、こちらにつきまして、皆さん、いかがでしょうか。

中野委員、これを変えたとしたら、どういうふうに変えるのがよいと思われませんか。

○中野委員 都立施設もあるわけですね。よくよく考えると、結局は都の施設にして、それと同じ立場に位を上げてあげれば、これは全部国賠の問題になって、そこで何か事故が起これば国家賠償の問題ですよという形になるので、都としては、責任としてはそういう立場ですから、きちんと条例にして補償の体制をつくって準備をしてあげれば、まさに皆さんが望んでいる、事業者の皆さんが「自分じゃなくて、最後は都が背負う」という条例になっているんだなということがわかるので、そういう条例を作るとか、そういう仕組みを作ってあげたらどうかと思っています。

○廣井座長 なるほど。そうすれば、帰宅困難者対策も進むかもしれませんね。都がそこまでやるんだっただらということが進むかもしれません。

どうでしょうか。事務局からコメントございましたら。

○永井事業調整担当課長 この事業者免責の仕組みづくりについては、都としても非常に大きな課題だととらえております。私どもとして、この間、国のほうに法改正を通じた事業者免責の仕組みづくりという要望をさせていただいておりますので、引き続き、そうい

った形で制度化に向けて努力をしていきたいと思っております。

○廣井座長 この「引き続き検討を進める」というところをもうちょっと具体的に書くことは可能ですか。

○永井事業調整担当課長 関係する機関もございますので、そういったところと最終的にどういうふうな形に落とし込んでいくのかというのを調整させていただければと思います。

○廣井座長 わかりました。

これについては、そういうご意見があったということで調整していただいて、次回の検討の課題とさせていただきたいと思います。都だけではなくて当然、国との話もあると思いますので、あと区ですよ。わかりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

原田委員、お願いします。

○原田委員 「一時滞在施設確保の協力依頼をしていく」、これは地道に進めていく必要があるのと、受け入れる側として実務者の後押しをしてあげないといけないのではないかと考えています。例えば、どう受け入れていいかという考え方をマニュアル等で示す。オフィスであっても、例えば本社自社所有とテナントビルでは全く考え方も違ってきますし、話の出ている大学、商業施設、駅、それぞれに考え方はある。マニュアルにすれば、そこまでにある程度知見は集約されていますので、こういうことをやると、何とかなるという考え方をなぞっていけるものになるだろうと考えていますので、そこはある段階で都でも集約をして広く公開していくことが後押しにつながると思っています。

○廣井座長 ありがとうございます。

一時滞在施設のマニュアルですね。都のクレジットがついたものをつくっていただいて、そんなに難しくないんだということを伝えるというのも一時滞在施設の拡大に非常に重要というご指摘でした。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

先ほどもお話ししましたが、例えば民間一時滞在施設の備蓄品の購入費用補助制度についてはいかがですか。先ほど今浦委員からも、ぜひというご要望がございました。皆さん、これは問題なくということによろしいですか。――それでは、これはこのままお書きいただくということにしたいと思います。

ただ、少し気になるのは、ここへ一時滞在施設と書いてございます。前回の会議では、確か一般の一時滞在施設ではない、自分の会社の社員を受け入れる備蓄も補助があればい

いというご意見がございました。それについては、進藤委員、お願いします。

○進藤委員 前回は申し上げましたけれども、自助の部分の対応必要だと思ってございます。一時滞在施設だけではなくて、民間事業者で備蓄を整えることが全体的な対策の有効性というところでも重要かと思っておりますので、その辺の後押しということで、更新時のサポートも行政にお願いできると有難いと思っております。

○廣井座長 ありがとうございます。

そういう意味では、その下の話になりますが、一時滞在施設の協定を締結していない施設ですね、この前は松竹梅と言うとすれば、梅の施設とお考えいただければいいと思いますが、ある程度ポテンシャルはあるんだけれども、今のところ協定を締結していない施設について、どういうふうにサポートするかというご意見だと思います。

こちらについては、梅のような施設を認めてしまうと、きちんとした施設は手が挙がらないのではないかというご懸念も一方であると思えます。これについて皆さん、ご意見ございますでしょうか。できるだけ一時滞在施設を増やしたいと。ただ、一時滞在施設という協定ベースのものだけでは歩留まりがございまして、それには満たないけれども、一時帰宅困難者の人を、行き場のない人を確保してくれそうな施設を徹底的にサポートするという話ですね。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 資料の2ページ目の施設への帰宅困難者の受入要請というところですけども、座長からお話しあったのはこのあたりかと思っております。一時滞在施設の協定を締結していない施設においても積極的な受け入れを広く呼びかけることなどを通じて、発災時に帰宅困難者が退避できる施設を増やしていく必要があるということでございますので、「増やしていく必要がある」の先の部分ですね。

このあたり、潜在的に受け入れが1日、2日だったら可能だけれども、3日まではちょっとというところですか、スペック的に厳しいと思ってなかなか手を挙げられないだとか、発災時に必ずしも開設できる保証がないので二の足を踏んでいるとか、潜在的に受入可能な施設をピックアップすることに、この項目がつながっていけばいいなと思っておりますので、これを深掘りすることで今のお話については先が見えてくるのではないかと考えております。

○廣井座長 ありがとうございます。

もうちょっと具体的に深掘りして言及してほしいというご意見だったと思います。一時

滞在施設の協定になると、確かにハードルはすごく高いのですが、ある程度なれてもらって協定を結ぶほうが得だという認識が生まれれば、協定を結ぶ一時滞在施設がふえる。そういう意味で、ハードルを下げるという意味も結構あるような気もいたします。ありがとうございます。

今浦委員、お願いします。

○今浦委員 実オペレーションで考えたときに、豊島区では23事業所と協定を締結しておりまして、発災と同時に現地連絡調整所を池袋駅に設置します。それから、東西口に東西情報提供ステーションを開設します。現地連絡調整所は23事業者と受入可能数について調整して、東西の情報提供ステーションに連絡をし、そこがコントロールして帰宅困難者を一時滞在施設に誘導していく。

そういうオペレーションを考えたときに、連絡網といいますか、指揮系統に入っていない事業者をどうやって統制していくのかというのは難しいかな。総論としてはすごくいいことだと思いますけれども、最終的には、一時滞在施設の協定事業者と区のグルーピングといいますか、情報共有とか情報提供ということを考えていくと、そういう枠組みが必要のような気はするんです。

○廣井座長 なるほど。つまり、協議会をつくっているようなところで梅のような施設をふやしても、大して活動に参加できないということですね。確かにおっしゃるとおりですね。そのあたり、いかがですか。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 私ども渋谷駅周辺の帰宅困難者対策協議会におきましては、ここ3年、4年ぐらいですけど、受入施設のオペレーション訓練をやっています。特定の受入施設に協議会の委員の皆さんが集まって、3日間とみなして、受入の準備、意思決定、受付開始、滞在。滞在中に備蓄品を配布したり、こんなトラブルがあった場合どうしますかみたいなこと、例えば委員の中から役者を数名仕込ませていただいて、こんなとき、どうするみたいなことをシミュレーションしたりして訓練を行っています。

その訓練に協議会委員の皆さん、大体150名くらいの参加規模で毎年やっているんです。参加者の中には、受入施設の協定を結んでいないけれども、自分たちも受け入れる可能性もあるのかなと思いつながりながら参加いただいたり、先ほどのマニュアルの話じゃないですけども、3日間、受け入れるというのはこういうことなんだということを一緒に感じ取っていただけるようなことがあります。

訓練後のアンケートを拝見しても、「自分たちもやってみたいけど、まだそこには至らない」という回答も多く、「自分たちが自信を持って、皆さんに「今度は自分たちがお手本になるよ」とまでは言えないけど、勉強にはなっています」という思いが感じられます。それを積み重ねていくと、先ほどの梅の施設を暗に教育しているというか、知識を浸透させていく活動になっていると思っております。

あとは、繰り返しになりますが、潜在的な施設に対して手を挙げるメリットがあれば潜在的なものから顕在的なものに変わっていけるチャンスがあるということで、その一步を踏み出せるような後押しを、都の施策としていただけると非常に良いと思っております。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

確かに、施設は持っていないけれども、協力したいという事業者は結構いらっしゃるんですね。中央区の協議会も準会員という方々がいらっしゃいまして、情報収集を主な目的にされているのだと思いますが、協議会に参加していただいているんですね。そういう施設の方をうまく取り込むことは、先ほど地域内の連携という話もありましたし、非常に有効だという気がいたします。もちろん協議会の中の訓練にすぐ参加して即戦力になってくれというわけではありませんけれども、何か困ったときに助けてくれるような存在になるかもしれませんね。

思いつきですけども、「協力施設」とか、こういうのは名前をつけたほうがいいんですかね。もしかしたら、名前をつけて、ボランティアとはいかないまでも、サポートする人たちに位置づけて、都とか区から何らかの支援をするというのも帰宅困難者対策の普及啓発のためには重要かもしれません。このあたり、いかがでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 今のお話の続きですけど、名前をつけて、例えば今言われたような一時滞在施設協力委員とか協力施設として、きちんとリスト化して、ちゃんと連絡がつくようにしたほうがいいかなと思ったのと、今のお話は、どちらかというと、人はいるけど、場所がないみたいなお話だったと思うんです。

前回の話ではないですが、場所はあるけど……。大学なんかも例えば学生のことでいっぱいいっぱいになってしまって、いっぱい広大な場所はあるけど、人は余り割けないとか、逆もあると思うんですね。なので、そういったところも含めて協力施設というふうにして裾野を広げていく。そういうのになっていただくために、食料とか備蓄品だけではなくて、

例えば場所はあるけど、受け入れるにはちょっとといったときの設備とかそういったものも、これだけ場所を貸していただけるんだったら補助しますよとか、そういった話も含めてやっていったほうがいいのではないかと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

そこに原田委員がおっしゃったような知識とかノウハウもきちんとサポートしてあげれば、とてもいい共助、助け合いができるような気がしますね。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 私も一時滞在施設の協力事業者はオペレーションをどうするのかと文章を見て思いました。現実問題として、一時滞在施設が想定される人数に大分足りないという状況は明らかですので、協力いただける方は積極的に協力いただくのが我々行政としてはありがたいと思いますので、そういった方々を取り込んでいただいて……。

ただ、一時的に帰宅困難者の受け入れに協力していただける方も、どうしていいのかわからないと思います。一時滞在施設の方と同等のものをお願いするのか。現実問題として、1日、2日だったら大丈夫だというけど、1日、2日たってもまだ帰れないというときに、滞在していただいた方はどうしたらいいのかとか、その辺は行政として役割分担というか、どのような方向性にするのかということを決めて、お示しする。そういった方々も含めて、それぞれのところで訓練されていると思いますので、訓練していく中で課題を見つけていただいて、また役割をどうするのかとか、そのようなことを繰り返して、前回の検討会では全体の大まかな足りない部分のオペレーションというか、行き場のない帰宅困難者をどうするのかという話をさせていただきましたが、そのようなことを通じてやっていくことによって、現状、非常に厳しい状態も想定されると思いますが、それが少しずつ改善をされていくのではないかと思います。訓練を協力していただける方々を巻き込んで実施し、よりステップアップするような帰宅困難者対策にしていきたいと思いますし、我々もできる限りの協力をさせていただきたいと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

これについては後ほどご審議いただきますボランティアの話と密接に連携するのが望ましいと思いますので、詳しくはそのあたりでご議論いただければと思います。

それから、後回しになりましたが、一番上ですね、大規模施設などへの一時滞在施設確保の協力依頼ということで、私の勤務大学も都内大学に含まれるのですが、大学がこんなに連携しないと思いませんでしたので、ぜひとも大学あるいは宗教施設の方々と効果的に

連携していただきたいと個人的には思いましたが、これについてご意見などございますでしょうか。

中野委員、お願いします。

○中野委員 大学とかそういうところには積極的に働きかけているのかなと思ったんですが、それでも、このぐらいの割合であるという具体的な理由とかそういうことを教えていただくと、原因に対する対応とか考えやすいのかなと思うんです。特別に支障があるとか、何か事情があったのでしょうか。

○永井事業調整担当課長 私どもが聞いている限りでは、非常に高価な研究設備があるので、そこに外部の方が入って来られると少し困るんだといったようなご意見が幾つかの大学からあったと聞いております。

○廣井座長 とはいえそれは企業も一緒ですね。確かに大学は危険物などがあつたりしますので、必ず安全とは一概には言えないかもしれませんが、広域避難場所に指定されている大学もございますので、そういう意味では積極的に大学と連携していただければと思います。

大学、宗教施設以外に、こういう大規模な施設はございますか、ちょっと思い当たらないですけども。広域避難場所のようなオープンスペースと比べて施設管理者がいるので、むしろオペレーションはきちんと訓練などすることができるので、そちらのほうが逆に楽なのかもしれません。

時間もまいりましたので、＜２＞についてはいろいろな論点がございましたが、とりあえず、事業者免責の仕組みづくりも含めて、今回いただいたご意見をもとに少し調整していただいて、次回、またご審議いただくということでよろしいでしょうか。特に一時滞在施設の協定を締結していない施設については、もう少し深掘りしてほしいという山崎委員のご意見もございましたので、ここはもう少し具体的な形でお書きいただければと思います。

こちらについて、ほかにこういうのを入れるべきだとか、そういうご意見ございますか。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 どうしても一時滞在施設が足りなくて大きな公園に取り残されるというか、そこで野宿を余儀なくされる人たちが出るのでしょうかという事は容易に想像がつくんです。そういった人たちに、例えば大きなバルーンの……。ありますよね、名前が出てこないんですけども。屋根の役目を果たせるようなもの、空気を入れれば膨らんで屋根になりま

すよみたいなものを野宿者のために出してあげるとか、そういうものがあると、一時滞在施設に行けなかった人もちゃんと屋根があるよということになるのかなど。それができれば、優先的に要配慮者の方が一時滞在施設をしっかりとご利用いただけるような助け合いがより多く生まれてくると思います。

何が言いたいかというと、極限状態に置かれると、自分の身が安全でない場合に、他人を助けるという発想にならないこともあるなと思ひまして、少しでも野宿者に対しても対応ができると、みんながちょっと心にゆとりを持てるというか、やさしさを持てるようになるのかなということをおもいましたので、一時滞在施設のテーマで言うのが適切かどうか迷ったんですけど、ここで申し上げさせていただきました。

○廣井座長 ありがとうございます。

もしかしたら、野宿する前に帰っちゃうかもしれないけど、そういう方に対してもきちんと配慮するというご意見、ありがとうございます。

続きまして、2ページ目の<3>でございます。これはちょっとボリュームが多いんですけども、「助け合い」を支えるための環境整備」という内容でございます。(1)一斉帰宅抑制の普及啓発、(2)都内通勤通学者への働きかけ、(3)事業者への働きかけ、(4)要配慮者に対する対応とございます。これはどちらからでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

三阪委員、お願いします。

○三阪委員 まず要配慮者優先の考え方についての普及啓発です。要配慮者だから優先してくださいという啓発の前に、要配慮者という方がどういう方なのかということを知らないと、どのように対応していいか、まさに山崎さんがおっしゃったように、災害が起きたときに、自分の身の安全であったり、自分が不安を抱えている中で、そういう方に対してどうアプローチできるかというのは急な対応だとすごく難しいと思うんです。

きのう福島に用事で行っていたんですけども、福島の友人の中で実際に被災した方の話を聞いたときに、「知的障害のある子が同じ避難施設に来た。ある程度障害があるというところで受け入れたんですけども、障害の状況によって突発的に奇声を出してしまう子がいる。そういう情報が知られていないことによって、我慢はするけれども、お互いにストレスがたまっていくという状況があった。3日後ぐらいに障害を持った側の子がやむなく施設を移動する」という事態があったそうなんです。

なので、いかにそういう情報を提供しておけるかということが大事なところと、前回も

お話しさせていただいたんですけど、ハンドブックの中に「要配慮者の対応がヘルプマークをつけている人には優先してあげましょう」という程度の情報しかない。僕自身もヘルプマークは持っていないんですよね。見てわかる障害だと対応していただけることもたくさんあると思うんですが、内部に障害を持たれている方で、パッと見たときに、障害があるかどうかわからないという方もいらっしゃる中で、要配慮者という方が障害だけでなく外国人の方もそうだと思うんですけども、事前にどういう人たちがいるのかという情報が提供できるのも一つ大事なことだと考えています。

被災以外の部分もそうなんですけど、施設の統計もとっていただいたんですが、施設はあるんですけども、使い方であったり、なぜこれが必要なのかというところの周知まではいっていないので、普段の生活でも理由を知らずに車いす駐車場を使ってしまうところ、モラルの部分になってくると思うんですけど、被災の状況になれば、そういう状況がより整理されなくなってしまうと思うので、そういうところの部分部分でも要配慮者に対する詳細を伝えていくことが、いざというときの心づもりというか、準備につながっていくのかなというところで、配慮者だから優先というところが前に出るのでなくて、要配慮者とはこういう人たちなんですといえば、おのずと「こうなったときには、こうしなければいけない」という考えが生まれるような啓発ができればいいのかなと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

帰宅困難者対策に限った話では当然なく、社会全体で取り組む話だとも思うのですが、こういうところできちんと詰めないに進まないの、その部分はちゃんと盛り込んでいきたいと思います。

そのほかに要配慮者に関する対応についていかがでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 前回も少し申し上げたんですけども、要配慮者には多様な方がいらっしゃるという話なんですけど、もう一つは、いわゆる一般の一時滞在施設での助け合いとかそういったところも大事ですけども、それ以外に、例えば一般の一時滞在施設でちょっと厳しい方に関しては情報保障とか、場合によっては、ある程度限られたところには専門のスタッフがなるべく行けるようにということも含めて、事前にコーディネートしておいて、ここになるべく行ってくださいとか、そういったものを事前にきちんと決めておかないと、初めの3日間では無理だと思いますので、そういった内容を少しここに入れておかないと進まないんじゃないかなと思います。

なので、こちらの参考資料のほうも、バリアフリーとか、そういったハードの部分の整備のことだけではなくて、情報保障とか、専門のスタッフとか、手話通訳も含めてですけど、そういった方々がどのようにコーディネートされるべきかまで考えて進めていく必要があるかなと思います。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

協定を結んで一時滞在施設にしる帰宅困難者を受け入れる場合は、要配慮者の人たちに対する対応をちゃんと盛り込んでくださいときちんとお伝えしたり、お願いすることも重要ですよね。その上で、要配慮者と言っても、いろいろな企業の方がいろいろなイメージをされているので、特に帰宅困難者対応で必要な要配慮者の定義とまで言いませんけども、こういう方々にはこういう配慮をしたほうがいいというのをきちんと明確に整理してお伝えすることも、もしかしたら重要かもしれません。

今浦委員、お願いします。

○今浦委員 三阪委員のお話で、ふと気づかされました。区の行政の観点から言いますと、うちは35カ所の救援センターに被災者を収容するというオペレーションと帰宅困難者の救援を同時並行で行うんですが、区民の側の救援センターで、先ほど申し上げましたような要配慮者の方々、そこに収容していくことが厳しい方々、高齢者であり、障害者の方々は福祉救援センターに移っていただくように、数は絶対的に足りないんですけども、そういうシステムがあります。まさしく帰宅困難者の場合も、一時滞在施設に収容した後、同じように、数は十分ではないにしても、必要な方々は福祉救援センターに移動していただくことが必要なんだなということを改めて感じました。

○廣井座長 ありがとうございます。

今日はバックハウス委員がいらっしゃいませんけども、外国人の方に対する対応については皆さん、いかがでしょうか。やさしい日本語・英語での情報発信というのは、私もやさしい日本語って拝見したことあるんですけども、事例みたいなものってつくれませんかね。よくあるフレーズってあるじゃないですか。「帰らない」「とどまってください」とか、よくあるフレーズをやさしい日本語と英語で報告書の中で出すというのも必要ですよ。各企業がそれを調べて自分たちで作るよりもよっぽどいいので、そういう事例を出すというのも必要かもしれません。

そのほか、いかがでしょうか、外国人の方に対しては。――よろしいですか。

それでは、要配慮者以外の点に関してご審議いただければと思います。どこからでも結構です。

中野委員、お願いします。

○中野委員 一斉帰宅抑制の普及啓発について提案をしたいと思います。ここで広く普及啓発を図ると。この問題性は皆さんも認識されておられると思うんですが、一斉帰宅抑制をしようと思っているときに、東日本大震災のときもそうだったと思うんですけれども、「この建物が安全かどうかわからないので、皆さん帰って」というふうに事業者の皆さんは言っていたんですね。

今回はそういうことがないようにしなければいけないといったときに、この建物の安全性はどうやって判断するのというところで、皆さんは悩んでいます。施設の安全点検のためのチェックリストをおつくりいただいているし、平成27年の2月には内閣府の防災でも「建物の種類によってフローチャートをつくって点検するんですよ」ということを示していただいた方針も出していただいているんですが、それを私が会社の皆さんに紹介しても、やり方がわからないと言われているので、その見方の研修会を実施していただきたいと思っています。

本当に多くの事業者の皆さんから、「中野さんから、それは聞いたんだけど、やろうと思っても、どうやって手をつけていいのかわからない」と言われてしまって、「僕も内閣府に聞いてみましましょうか」みたいな話をしたことがあるぐらいなので、その場所が安全だからとどまってと言えるような仕組みをつくっていただきたいし、そのための研修とか、そういうことをやっていただくといいんじゃないかなと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

それは一時滞在施設にかかわらず、全ての事業所の建物ですね。

○中野委員 そうです。

○廣井座長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

広田委員、お願いします。

○広田委員 一斉帰宅抑制の普及啓発ということなんですけれども、若者というか、帰宅困難者になる側をいかに抑制するかが大事だなと思っています。特に若い人たちは今、みんなスマホを持っています。例えば東京都で帰宅困難者になると大変だよみたいなドラマをつくって見ていただくとか、ポケモンGOじゃないですけども、帰宅困難者サバイバ

ルゲームみたいなものをつくって、それをクリアしていくと最後に研修の修了証みたいのが出てくる。それを帰宅困難者にならないように持っていただく。もう一つ、万が一帰宅困難になったときには、それを見せると、ある程度の知識のある方だということになりますので、場合によっては帰宅困難者の中でも支援する側に回っていただいたり、そういうことをうまくはやらせると、若者たちの間に帰宅困難に対する正しい理解が進むと思います。

さっきもどなたかおっしゃっていましたが、3・11の成功体験が非常に危険だという話もありました。そういうこともゲームの中に取り込んで、そのゲームが終わった段階で一定の知識を持った帰宅困難者の抑制の側に回れるような人になっているということができると結構広まっていくのではないかな。そういう知識を持った人が広まっていくことによって、帰宅困難者自体が抑制されていく可能性があるのではないかと思います。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

ちなみに、都はスマートフォンで帰宅困難者対策のアプリってつくられているんですか。

○永井事業調整担当課長 特にアプリをつくっているわけではないんですけども、帰宅困難者の情報提供としては、東京都防災マップに都立の一時滞在施設の状況をアップするといった取り組みはしております。

○廣井座長 一般の一時滞在施設とかはないんですね。

○永井事業調整担当課長 そうですね。都立の施設のみです。

○廣井座長 だから、区がつくっているんですね。区が防災アプリをつくってやっているんですけども、帰宅困難者の方は区市町村の境界を越えて移動されるので、都が集約すべきではと思いつつ、なかなか難しいところですが、逆に言うと、公表しているものベースでいいんですけども、各区が公表している一時滞在施設の情報をまとめて、都のアプリの中に入れるということは可能でしょうか。

○永井事業調整担当課長 どういったところが可能なかということを含めて、そういったところは今後、内部で……。

○廣井座長 ありがとうございます。

うまく連携できればいいですね。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 先ほど中野委員がおっしゃった館内の安全点検のことに関してです。ハード

面というか、建物の構造計算書がインプットされて、地震計を館内につけることによって、構造計算と地震動を総合的に計算して、構造上、大丈夫かどうかということを判定するシステムができてきています。

高層ビルなどは、すぐに館内の安全点検を完了することができず、安全が確認されるまでに何時間もかかったりしますので、初期の段階で「コンピュータの計算によると大丈夫です」とか、倒れるのか倒れないかぐらいは、それで判定が早くできると、よりスムーズに一時滞在施設の開設できることにも繋がると思います。ただ、結構高価な商品であるので、それを多くの事業者がすぐに実装することはできないという現状もあります。

そこで、このようなシステムを導入する施設には例えば購入補助金というか、システムを導入するハードルが下がれば、より多くの施設が、このシステムを活用して、より早く帰宅困難者を受け入れられる体制を構築できるようになるのではないかと思った次第でございます。

以上でございます。

○廣井座長 ありがとうございます。

先ほど中野委員にいただいたご意見と山崎委員にいただいたご意見は、どちらかというところ、3ページの下(3)ですかね、事業者への働きかけのところの一つ項目か何かをつくって、丸をつくってお書きいただく内容かなとお見受けいたしました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

例えば(2)の都内通勤通学者への働きかけですけど、帰宅困難者に対する防災知識の普及啓発は、これから具体的にどのようなものでされようと考えられていますか。

○永井事業調整担当課長 誰もが帰宅困難者になり得る中で、いつどこでなるかわからないといったところがあります。そういった中で、どこの場所においても帰宅困難者としての的確に行動できるような知識を事前に身につけてもらえるような普及啓発ができたらと思っております。

○廣井座長 内閣府は南海トラフと首都直下のビデオをつくられていますけれども、東京都はああいうのってつくられているんですか。

○永井事業調整担当課長 ツールとして、ホームページですとか、ハンドブックですとか、今のところ、そういったところにとどまっておりますので、この検討会議でも委員の皆様にご意見をいただいて、どういった形がよいのかということも考えていきたいと思っております。

おります。

○廣井座長 なるほど。

要配慮者の方々への配慮という点も含めると、文字だけではなくて映像での情報って非常に重要なので、帰宅困難の初歩的な内容だと20分ぐらいなので、例えば企業の人向けにとか、一般の人向けにとか、お子さん向けとか、あと帰宅困難者にはならないけれども、お父さんが帰宅困難者になってしまっただけの人とか、あと要配慮者の方とか外国人向けとか、各層にビデオメッセージみたいな形でわかりやすく帰宅困難者対策の意義とか、起きたらどうするかということも示すことができれば、先ほどの広田委員のご意見で若者への訴求ということを見ると YouTube かもしれませんけれども、そういう形でオープンにするのも一つありかなと思いました。

そのほか、いかがでしょうか。

中野委員、お願いします。

○中野委員 全然とんちんかんな話なのかもしれないんですけど、PR ですね。人に訴えかけるという方法で、「なるほど。これはすごいな」と思ったのは、最近、自動車免許の更新に行ったんですけど、更新センターで15分ぐらい見せるビデオですね。あれってすごい、これは安全運転しなければいけないなという気持ちになる作り込みなんですよ。ああいうのを作っていただくと、これはやらなければいけないという雰囲気になるのかなと思うので、あれを参考にされたらどうかと思います。

○廣井座長 私も先週、行ったところですよ。

あと、法令が改正されると、そのたびに、わかりやすく資料をつくりますので、それも含めて、ビジュアルでわかりやすく啓発するというのも必要かと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

例えば帰宅困難者による発災時のボランティアですね。これは先ほどの帰宅困難者支援施設の協力施設みたいなものともちょっと重複するかもしれませんが、ボランティアをアドバイスするアドバイザーみたいなものが作れるといいと思ったんです。何をするかわからない人たちが結構多いので、一時滞在施設のアドバイザーっていらっしゃいますよね、それと同じく企業内滞留のアドバイザーだとか、ボランティアのアドバイザーだとか、いろいろなアドバイザーをつくって、正確な知識をきちんとわかりやすく伝える専門家みたいな方々もいらっしゃるのかなと思います。

それから、別件ですけども、この前、消防団の委員会でも女性消防団をどのように活用

するかという委員会がありまして、そこで出た議論でおもしろいなと思ったのは、ヒーローみたいな人が必要だよねという話になったんですね。要するに、サッカーでいう澤さんみたいな、格好いいなと思うようなモデルケースみたいな人が必要だという意見になりました。帰宅困難者の助け合いとかボランティアみたいな人も、ヒーローみたいな、モデルみたいな人を作って、その人を目標に、その人みたいになりたいなという意識をうまく醸成させるという方法も必要かと思います。今はいらっしゃらないので、誰がどうではないですけども、会社の中で帰宅困難のことだったら、あの人に聞けばわかるみたいな、そういう人が各企業に3人ぐらいいると相当進むと思いますので、そういう人をうまく底上げで養成していくというのも必要かもしれません。

そのほか、いかがでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 今、企業内のアドバイザーの話もありましたけど、地区ごとに協議会できちんとまとまってやっているとは思いますが、その地区内の一時滞在施設の状況なんかを例えば都だったり区に上げたりするような遊軍みたいなアドバイザーみたいな方で、情報収集して、それを区とか都にきちんとつなげて行って、今どこが困っているのかというのがわかるような、リエゾン的な情報収集をしながらアドバイスするような人たちを育てていくのも大事だと思ったりします。それも東京都の役割かなと思ったりします。

あと、ボランティアの話なんですが、ボランティアのほうは社協も含めて、あとNGOとかNPOも含めて、広域のボランティアの本部対策訓練とか、受入訓練とか、そういったものをかなり大規模にやっていますよね。内閣府でもやっていると思うんです。そういったものを参考にして、その一部としても帰宅困難者のボランティアをするほうだけではなくて、取りまとめの訓練もバージョンアップしていく必要があるかなと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 渋谷駅周辺の帰宅困難者対策協議会の訓練、先ほど受け入れる訓練をやっていますということを申し上げましたが、その中で、施設単位になりますが、その施設に入所してくる帰宅困難者に対しては、受付で同意書にサインをしていただくというオペレーションを私どもは訓練のたびに啓発を含めて行っています。前回は署名がなかなか難しいという話がありましたけれども、私どもの協議会の中では、それをしっかりやりましょ

ということで、免責事項なんかも記載した同意書にサインをいただいています。

その中に、ボランティアに協力できるかどうか、丸をつけてもらう欄があります。したがって、丸をつけていただいた方は、施設側で同意書をもらいますから、ボランティアにお声がけしやすくなるということもあるんですね。施設は人手が足りませんから、ボランティアに何を手伝ってほしいかということが割と明確にあって、備蓄品を配るのを手伝ってほしいとか、ごみのお手伝いをしてほしいとか、お手伝いをお願いしたい事柄が本当に目の前に転がっていますから、お願いをする内容も具体的であります。

この場で、このような施設単位の取り組みも事例としてあるということをご紹介申し上げて、先ほどから話に出ているマクロ的なボランティアセンター的なもので差配をしていくという、東京都が指揮をとってやっていくという話もちろん必要だと思っておりますし、各施設単位においては、そのような具体的な活動といたしますか、備えというものをしておく。

訓練をやった施設からは、あらかじめボランティアにお願いすべきことを整理できるきっかけになりましたという所感を頂戴したこともあり、ボランティアにお願いする事柄もあらかじめ備えができるものの一つであるということ、訓練をやってみて実感した次第でありますので、ご紹介いたしました。

○廣井座長 貴重なご意見、ありがとうございました。

今浦委員、お願いします。

○今浦委員 前回も、これに関して意見を述べさせていただきましたけれども、これについては、うちも池袋周辺の帰宅困難者対策防止協議会の中で訓練をやっておるんですが、昨年の訓練の反省事項で、一時滞在施設の協定締結事業者側から、避難者のみではなくボランティアとしての活動をやらせてはどうかという意見がありまして、ことしの訓練に組み入れていくんです。つらつら考えてみますと、そういう中で必要になってくるのは、免責の部分は絶対に必要になってくるなと痛感しています。このあたり単品じゃなくて全部トータルで関わってくるので、それぞれ関わる部分をしっかり押さえて記述していただければと思います。

○廣井座長 免責の問題は結構根が深いというか、いろいろなところに関わってきますね。本来、そういうのって保険でリスク分散をはかる仕組みがよいとも思いますけどね。

ほかにはいかがでしょうか。

特に3ページ目の下の事業者への働きかけというところで、前回の議事録をいろいろ拝

見して出てきた中小企業という文言とトップのマインド——たしか原田委員にご意見をいただきました——という話が抜けているんですけども、これについてはいかがですか。ここに特に盛り込んだほうがいいというご意見ございますでしょうか。それとも、このままでよろしいでしょうか。

お願いします。

○原田委員 働きかけという点では、このとおりでと思っていますけれども、その視点はアドバイザー、実務者の背中を押してくれる組織なり存在なりというところを育成しないと、実際には進んでいかないという意識はあります。ボランティアの方に動いていただくにしても、当社の場合は訓練を通じて企業内で指揮をとることになるんだという教育をしていますので、実際に動くということを考えて後押ししてあげられるアドバイスなり知見を提供できる、こういう仕組みをつくることが重要なと。

○廣井座長 ありがとうございます。

特に中小企業は人員的にも厳しいところがありますので、社長が説得できると、かなりやってくれると思いますので、その文言はできれば入れていただきたいと個人的には思います。

そのほか、いかがでしょうか。ここはちょっと長いんですが、2ページの下から一斉帰宅抑制の普及啓発、都内通勤通学者への働きかけ、事業者への働きかけ、要配慮者に対する対応を、ただいまいただいたご意見に基づいて書いていただいて次回、お諮りするという形でよろしいですか。

進藤委員、お願いします。

○進藤委員 ご質問になってしまいますが、4ページ目の丸に出てくる小売業界に対する働きかけのところですが、どのような規模の災害であるかとか、どの程度の被害かによって、状況は変わってくると思うんです。ここに書いてあることは、可能な範囲で、被害も受けてなくて事業が再開できそうなところはぜひやっていただきたいという話なのか、それとも、首都直下地震のようなかなり大規模な被害が想定された場合に、このような業界の復旧を優先して進めるとか、あるいは物流の面で、交通規制などが行われている中で仕入や物資の補充なども含めて考えるという話なのか。入手しやすい環境づくりというのは、こういったイメージなのかというのをご質問したかったところです。

○廣井座長 ありがとうございます。

事務局からご説明をお願いします。

○永井事業調整担当課長 総論的な話を申し上げますと、帰宅困難者対策は、この間、ご説明してきたとおり、共助、助け合いの考え方で成り立っているものと考えております。ですので、基本は、発災時に、できる限りの範囲でご協力をという形になっていくんだらうと思っております。具体的に、どういった形で環境づくりを進めていくのかについては、今後いろいろな事例を調べながら、また委員の皆様のお知恵もいただきながら考えていきたいと思っております。

○廣井座長 今回、検討いただいている資料4は、その方向性なので方針ですが、ただわかりにくいので、あえて深掘りしたほうがいいところがあったり、具体的に書いたほうがいいところがあるよというご質問だと思います。

ありがとうございました。

最初の1ページに戻りたいと思います。基本的な考え方についてでございます。今までのご議論を踏まえて、こうしたほうがいいのか、こう変えたほうがいいのか、そういうご意見ございましたら、最後にご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

前回、高橋委員がおっしゃった90万人をどうするかという青写真というご意見をいただきましたけれども、その部分は何らかの言及があったほうがいいようにも思います。助け合いという言葉で終わっているような気がするので、今回の検討会で何が具体的に抜本的に変わったのかと、変える必要がなければ変えなくてもいいんですけれども、変わったのかと言われると、助け合いですという、ちょっとフワッとしたものになってしまうので、そもそも帰宅困難者対策の大前提はこうであって、90万人の部分はこう変わって、これを新たにつけ加えますといったような、わかりやすい一枚のポンチ絵みたいなものがあると、とってもいいかもしれません。私の意見です。

ほかはいかがでしょう。

石川委員、お願いします。

○石川委員 何度も申し上げますが、3日間が一番初めの部分なので、自然発生的な助け合いじゃなくて、事前に助け合えるような体制を整えとか、そういったことをしっかりこの文章の中に入れるべきだと思います。そういう枠組みをつくるのは東京都とかいろいろな協議会かもしれないけれども、実際の主役になるのは都民ですが、それを助けるための枠組みとか事前のいろいろな体制をつくるのは、公的なところも含めてなんだと思うので、ぜひそれは入れてください。

○廣井座長 助け合いという言葉がちょっとあれなんですか。別の言葉を作るのも視野

に入れて、次回の資料を作っていただければと思います。

中野委員、お願いします。

○中野委員 2つ目の丸にあるような帰宅困難者や事業者による助け合いということであれば、助け合いに公助も強く後押しする、応援するとか、そういうような基本的な考え方を示していただく。先ほど言っていた事業者免責の仕組みなどについても、そういう意味での力強い支援とか後押しとか、そういうような言葉を基本的な考え方の中に加えていただきたいと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

先ほどもございましたが、東京都とか国とか各区がきちんと支えていることは間違いないので、ちゃんと支えているし、これからも支えるということを方針のところにつけ加えてほしいというご意見でした。大変貴重なご意見、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。――よろしいですか。

それでは、時間の関係もございますので、とりあえず今回いただいたご意見を踏まえて修正案のようなものを次回の検討会でお示しいただいて、それをもとに最終的な報告案のようなものをつくりたいと思います。

それでは、事務局に進行をお願いしたいと思います。

○永井事業調整担当課長 本日はさまざまなご意見をいただき、大変ありがとうございます。第3回の検討会議の開催は12月の中旬から下旬を予定してございます。開催日時、場所等については別途調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。

閉 会